

倫理委員会規程

（設置及び目的）

第1条 神奈川県助産師会定款48章46条の規程により、倫理委員会（以下「委員会」という）を置く。
本委員会は「助産師の倫理要綱（日本助産師会：助産師の声明Ⅲ）」に基づき、以下の2点を目的とする。

- ① 神奈川県助産師会の研究倫理審査を実施する。
- ② 会員である助産師の行動規範に対し必要時提言する。

（委員の構成）

第2条 委員は理事会が指名し、任期は2年とするが、再任を妨げない。委員は、助産分野の専門家4名程度、他分野の専門家1名とする。委員長は委員の互選により選出する。

（秘密保持）

第3条 委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の情報（研究を含む）に関する事項を他に漏らしてはならない。委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の情報（研究を含む）に関する事項を自らの研究に利用してはならない。

（倫理審査の対象）

第4条 倫理審査は、申請者が所属する機関に倫理審査の機能がなく、申請者の所属等の施設で倫理審査が受けられない場合に、公表を前提として実施される研究等を対象とする。

（倫理審査申請の手順）

第5条 申請者は、予め指定された申請受付の締切日までに審査申請を行う。

第6条 申請者は、倫理審査申請書（必須）、研究計画書（必須）に、調査票・研究協力依頼書・研究等に対する協力の同意書及び・研究等の公表に対する同意書・倫理審査書類一式チェックリストを添えて、電子媒体又は郵送の場合は原本1部、コピー5部を、神奈川県助産師会事務局へ「簡易書留」郵送で提出する。

（倫理審査申請の費用）

第7条 申請者が神奈川県助産師会の会員の場合は、研究倫理審査申請の費用は無料とする。申請者が神奈川県助産師会の非会員の場合は、1申請につき、3万円とする。

（規程の改廃）

第8条 規程の改廃は、倫理委員会の議を経て、理事会の承認を得る。

附則 この規程は、平成25年9月30日から施行する。